

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

(1) 令和5年職員の給与等に関する勧告の概要

ア 月例給 初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で引上げ

イ 特別給 年間の支給月数を0.1月引上げ

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の制定による所要の改正

2 改正理由及び内容

(1) 特別区人事委員会の勧告等を踏まえ、以下のとおり改定する。

ア 月例給

公民較差 3,722 円 (0.98%) を解消するため、行政職給料表(一)1 級 5 号 (高卒初任給) を 152,100 円から 158,100 円 (+6,000 円) に、1 級 29 号 (大卒初任給) を 188,200 円から 196,200 円 (+8,000 円) に引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で 1,000 円以上給料月額を引き上げる。

イ 特別給

次のとおり引き上げる。

			年 間 支 給 月 数		
			現 行	令和5年度(案)	令和6年度以降(案)
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	管理職員 以外の職 員	期末手当	2. 4 0	2. 4 0 (————)	2. 4 0 (————)
		6 月	1. 200	1. 200 (———)	1. 200 (———)
		12 月	1. 200	1. 200 (———)	1. 200 (———)
		勤勉手当	2. 1 5	2. 2 5 (+0. 1 0)	2. 2 5 (+0. 1 0)
		6 月	1. 075	1. 075 (———)	1. 125 (+0.050)
	12 月	1. 075	1. 175 (+0.100)	1. 125 (+0.050)	
	合計	4. 5 5	4. 6 5 (+0. 1 0)	4. 6 5 (+0. 1 0)	
	管理職員	期末手当	2. 0 0	2. 0 5 (+0. 0 5)	2. 0 5 (+0. 0 5)
		6 月	1. 000	1. 000 (———)	1. 025 (+0.025)
		12 月	1. 000	1. 050 (+0.050)	1. 025 (+0.025)
勤勉手当		2. 5 5	2. 6 0 (+0. 0 5)	2. 6 0 (+0. 0 5)	
6 月		1. 275	1. 275 (———)	1. 300 (+0.025)	
12 月	1. 275	1. 325 (+0.050)	1. 300 (+0.025)		
合計	4. 5 5	4. 6 5 (+0. 1 0)	4. 6 5 (+0. 1 0)		
定年前 再任用	管理職員 以外の職 員	期末手当	1. 3 5	1. 3 5 (————)	1. 3 5 (————)
		6 月	0. 675	0. 675 (———)	0. 675 (———)
		12 月	0. 675	0. 675 (———)	0. 675 (———)

短時間 勤務職 員		勤勉手当	1. 0 5	1. 1 0 (+0. 0 5)	1. 1 0 (+0. 0 5)
		6月	0. 525	0. 525 (—)	0. 550 (+0. 025)
		12月	0. 525	0. 575 (+0. 050)	0. 550 (+0. 025)
		合計	2. 4 0	2. 4 5 (+0. 0 5)	2. 4 5 (+0. 0 5)
	管理職員	期末手当	1. 1 5	1. 1 7 5 (+0. 0 2 5)	1. 1 7 5 (+0. 0 2 5)
		6月	0. 575	0. 575 (—)	0. 5875 (+0. 0125)
		12月	0. 575	0. 600 (+0. 025)	0. 5875 (+0. 0125)
		勤勉手当	1. 2 5	1. 2 7 5 (+0. 0 2 5)	1. 2 7 5 (+0. 0 2 5)
		6月	0. 625	0. 625 (—)	0. 6375 (+0. 0125)
		12月	0. 625	0. 650 (+0. 025)	0. 6375 (+0. 0125)
合計	2. 4 0	2. 4 5 (+0. 0 5)	2. 4 5 (+0. 0 5)		

〔参考〕 期末・勤勉手当の年間支給月数

- ・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

4. 5 5月 → 4. 6 5月 (+0. 1 0月)

- ・定年前再任用短時間勤務職員

2. 4 0月 → 2. 4 5月 (+0. 0 5月)

(2) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の制定による所要の規定整備をする。

3 施行期日

(1) 月例給に係る改正 公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

(2) 期末手当に係る改正 令和5年度分の引上げは、公布の日。令和6年度以降分の引上げは、令和6年4月1日

(3) 勤勉手当に係る改正 令和5年度分の引上げは、公布の日。令和6年度以降分の引上げは、令和6年4月1日

(4) 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の制定に伴う所要の改正 公布の日